

山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日時・場所	平成 15年 5月 16日(金) 午後 1:30~ 午後 3:30 県漁連「水産会館」
出席者	委員 笠原正五郎、五味義章、佐藤泰男、名取博、平野登貴夫、小林征、羽田一三
	事務局 事務局長 平井周二、書記 小沢和茂、大濱秀規 荻野浩一
	その他 水産技術センター所長
議事事項	(1) 協議事項 平成 15年水産事業と予算について 漁業権免許切替について 外来魚に係る委員会指示について
	(2) その他 議長 笠原会長 事務局説明 大濱書記、荻野書記 議事録署名委員(会長指名) 五味委員、羽田委員
羽田委員	- 議事 - (1) 【協議事項】 別添資料に基づき事務局(大濱書記、荻野書記)から説明がなされた。 平成 15年水産事業と予算については了承された。 漁業権免許切替について 第一種漁業権について、現在は魚だけであって、シジミ等の貝類について、新たに免許を受けるには申請が必要か。
事務局	漁業権魚種として取り扱いたい意向があれば新たに申請して欲しい。 現在の形態であればそのままよい。
羽田委員	シジミの放流をして資源を確保しようとしているが、これは全く漁業権を無視した形で、従前通りやっても漁業権を取得しなくても良いか。
事務局	漁業権は、特定の水面で特定の魚種を採る権利、相手方が居なければ、特に権利を設定しなくても漁業的な事は行える。
羽田委員	以前、山中湖で動力船によりシジミを採捕したことがあり、その折り県からお叱りを受けたがこれは漁業権がなかったからではないのか。
事務局	漁業調整規則で、禁止されている漁法であったため、指摘をしたものである。免許外のことをしたからではない。

佐藤委員	平成12年に漁連のブロック大会を開催した際に、漁業権免許に付されている制限又は条件の撤廃を、花き農産課に申し入れ、昨年8月に知事等に陳情したが、撤廃に国土交通省が難色を示していると聞いているが、条件の撤廃は出来るか。
事務局	撤廃の方向で関係機関と協議しており、現在関係機関からの意見を取りまとめているところ、県の管理者からは撤廃しないよう意見が出てきた、国の方からはまだ回答はないが、どうやら、撤廃したくないという意見が出てくる模様。 近県は、埼玉はほぼ取れるようだ、栃木・長野は取れる方向で、茨城は従前どおり、本県としては本来の漁場免許に付ける条件ではないとの立場から、河川管理者と協議を進めたい。
佐藤委員	近県の状況はともかく、山梨県は撤廃の方向で進めてもらいたい。
羽田委員	この問題については、昨年知事、県会議長等に陳情し方向性は出ていると思うので努力して欲しい。
笠原会長	この制限が付いたのはいつか。
事務局	昭和59年の免許切替の時である。前回の切替時にも努力したが、漁業補償の関係もあり調整がつかなかった。
羽田委員	全国的にこの条件が付いていければ別だが一部の都道府県なのだから調整をして欲しい。
羽田委員	外来魚に係る委員会指示について
羽田委員	持ち出しは当然させないということでやってきた、しかし再放流と言うのは、リリースの禁止は漁場権免許を持っている漁協は困る。 参考資料について(生物多様性研究会の陳情書)、今後河口湖等にオオクチバスを持ち込まないようお願いします。とある、これも困る。 漁業権免許を持っている我々はバスが欲しい、県の指導によって養殖物は放流しない事としている。お客さんからいつ入れるという要望が多い。今後、このとおりやるとしたら我々は死活問題だ。
事務局	漁場権漁場は除くという事で協議をさせていただいている。
名取委員	生物多様性研究会の意見は、生態系が崩れるといっているが、イワナ、ヤマメなども養魚したものを放流している。じゃあニジマスはどうなのかといっても、そのことには納得ない、自然がどんどん変わっていく。フナであろうがワカサギだろうが気候の変化だとか、工事等で周辺の変化で減っているたまたま、今年はワカサギは豊漁だったが、いろんな条件で魚は減るのに、全部外来魚に責任を押しつけている。本県の場合30数年前から外来魚がいて、漁業権魚種となって、悪かったところがあるか。
羽田委員	前回の委員会でも議論したが、例えば昨年山梨県の遊漁者の経済波及効果を算出したところ70数億円という結果がでた。この内の2/3以上が富士五湖の遊漁者である。 外来魚が生態系を崩すというのは、未だ立証されていない。こういう人たちが全内漁連に

圧力をかける。全内漁連の90%以上は河川であり湖沼ではない。もう少し実態を把握してもらいたい。

名取委員 漁協の収入を見ても半分以上がバスである。バスを除いたら漁協は成り立たない。内水面漁業を立て直す場合、特に湖沼の場合バスしかない。

羽田委員 これからもこの状態は続くであろう。

名取委員 リリース禁止、例えばヘラは100%リリースである、持ち出されたらあっという間に釣り場はなくなる。

羽田委員 生態系の変化とは何かというが、一番興味がある例えば山中湖・河口湖、特に河口湖は、外来魚がワカサギを食べて絶えてしまうと、騒がれてきた。

しかし、ワカサギだって、ちゃんと共存共栄できる数を入れれば、生きていく、それまではワカサギのふ化装置に問題があったためワカサギが激減した。平成4年にふ化場を作り、それが成功したことによって、バスの認可とともに平成6年頃からワカサギが増えてきている。毎年調査をしているが、ふ化率が増えている、ふ化に成功していけば、共存共栄は出来る。何でも外来魚が在来魚を食べてしまうというのをおかしと思う。

名取委員 そういふ考えに取り憑かれている人達ではないか。5/19日の国会議員の視察時に県はどのように説明するか

事務局 今回の免許切替についての対応方針、内水面漁場についての現状についての説明をする。

名取委員 その際の県の考えをきちんと決めておかないと変な方向に行く可能性もある。

事務局 先ほども説明したが、県の方針は、農林大臣指示に従いオオクチバスについては新たな免許は与えない。なお、水産庁長官通知に従い生態系を崩さない等適切な措置がされない限り、オオクチバスの漁業権を切替においても与えないという方向で説明する。

逆に河口湖のバスの稚魚が桂川に流出する事はあるのか。

名取委員 流れることはあるが、オオクチバスは相当のよどみがないと住めない、コクチバスは急流でも住めるが県でも駆除をしている。

事務局 私どもの所に来る苦情で多いのが、県内外至る所にオオクチバスがいるということ、その原因は密放流しかない。それが、実際はわからないが免許されている3湖から持ち出されているというものだ。

平野委員 河口湖にいるオオクチバスはなかに食べている。

名取委員 ワカサギ、貝類 も食べるだろう。

平野委員 小魚を食べるわけだ、バスがものすごく増えたらそういうものはなくなるのか

名取委員	<p>少なくなるのは確かで生態系が変わるのは確かであるが、バスだけが原因ではない。</p>
平野委員	<p>しかし、20年30年後の生態系を考えバスを禁止しようという考え方もある。 話は違うが、高麗雉は繁殖力も強く、日本に放して野生にしたら雉が増えハンターが喜ぶだろうと連れてきたら、日本古来の和雉と交配して純血種が少なくなってしまう。それが生態系が崩れるとら事ならば、外来魚の問題も何十年も先を考えなければならないのでは ないか。例えば、アメリカザリガニやニジマスなどは在来種として認められてしまっている状態ではないか。これを移植したとき先のことを考えなかったでこんな状態になったのでは ないか、その轍を踏まないようにブラックバスを増やしたらいけないという意見が出てきているのでは ないか。 現状ではおそらくバスが生態系を壊すほどいないかもしれないが将来的にそれを壊す恐れからリリース禁止を言うのではないか、生体での持ち出し禁止というが、現状ではペットショップ等でバスを売っているではないか、知っているでしょう。</p>
事務局	<p>販売は規制されていない。</p>
平野委員	<p>ちゃんとそういう業者がいる、5~6cmのバスやブルーギルを売っている。規制をするなら販売も規制しなければいけない。</p>
羽田委員	<p>問題はそれだ、養殖業者から誰でも魚を手に入る事が出来る状態をなんとかしなければ けない。 又は養殖してはいけないという規制が出来ればよいと思うが、すでに北海道道南の方の養殖業者がいて、道内の湖沼に密放流される危険があると危機感を抱いている。本当に規制して行けば滋賀県がどうか、山中湖が持ち出しをさせないとかいうよりも、今後は根本的なところから取り組まなければならない。</p>
事務局	<p>外来魚の規制は環境省が中心となって、法案を作成する打ち合わせをしていると聞き及んでいる。 今北海道の例がでたが、ペットで飼っていたアライグマを放し野生化させ農作物に億単位の被害を出させたり、カブト虫が外来種と在来種の交配が確認され、もう外国からそういうものが入ってくることを止めない事には、いくら規制をしても駄目だとら事で検討しているようだ。</p>
羽田委員	<p>もう遅いね、昆虫にしても魚も遅い、正直九州から北海道まで養殖業者がいる状況で、密放流をするものを規制することによりある程度の効果があるかもしれないか疑問である。</p>
水技所長	<p>外来魚の話は発端から私は知っているが、現実的に河川でも、湖沼でも漁協組合員が専門組合員が居なくて管理でないではないか。バスをはずして免許して条件が変わるか、誰か駆除するか、漁協からすれば俺達には免許されているわけではないから、県や国が駆除しろということになる、バス以外の魚が密放流された場合漁業権魚種になっていぬから、遊漁料が取れないと、ごたごたするのは、我々現場である、今考えるのは、持ち出しにしても持ち込みにしても、外来魚を持ち込むのは悪いことだと別なところで啓発しながら、長い目に考えていき、先には、そういう魚を持ち込まないだとか実際でキャッチするとかしないと解決しないのでは、免許からははずして交付すれば漁業権はないすると法律の感覚からすれば、関与出来ない、夜中に密放流し、釣っています、これは罌盆に書いていないのでただですと、居直られても現</p>

場は困る。

羽田委員

県として、指示を出したいのは、わかった、しかし、水技所長が言ったとおり混乱するのは現場である。

名取委員

熱帯魚業界にはいくらでも悪い魚が入ってきている。怖いその辺を水産庁なりがしっかりしなければならぬ、魚がどんどん入ってきて検疫なんか出来ないし。

例えばもう熱帯魚は出来ないし、ウナギなんかもっと出来ないし、一緒に入ってきたらどうしようもならない、もう一つ思うが、県が十数年前河口湖を皮切りに山中湖、西湖にバスの免許をした。これに対して、県では良かったか悪かったのかの認識を統一して方がよいのか、悪かったのなら当時の知事が認可したことが非常に悪かっただろうし。

羽田委員

我々漁協からは、悪いと言ってはいけない、山梨県全体の経済波及効果特に地域の経済波及効果、これは、この10年間裏、延びだと思ふ。

仮にこれが認可されないと言うことになると、現状漁業権がないから漁協は迷惑だけで金にならない地元にも金が落ちない、漁業権魚種にしたから管理できる組織が出来たから、10年間の平均的な遊漁者の数を出せば経済波及効果は70億円では済まないし。

名取委員

ある調査によれば一年間の入漁料以外の経済効果は河口湖で約30億ある。

各観光地がいろんな事をやっているが、これだけの効果があるのはあまりないのではないのか、だから、バスのことだけでなく全体の枠の範囲内で考えればよいと思う。

事務局

経済波及効果のことはわかったが、農水大臣がなぜこういった指示を出したか。河口湖を始め本県内の3湖の状況を知って他の湖沼がやりたいという、それを駄目だと言うのは単なる経済効果だけでは測れない。一般の河川までバスが広がり食害等が起きて自然環境が破壊されるからとして指示を出したと思う。

羽田委員

先ほども言ったが、全内漁連の90%が河川である、河川でアユ、ヤマメがバスのように食害がカワウによる食害がどの程度あるか質問してもデータがでてこないし、ただ、このような文章を見て水産庁が脅かされたただやっているような気がする。

例えば、カワウの実態調査で被害が数字的なものがあれば理解できる。

事務局

バスはともかく、カワウについては3カ年間の調査結果がでてきている。県内においては、前年のアユ放流総量の30%の被害額で約2,000万円という数字がでてきている。

羽田委員

全内漁連では全国大会等で質問しても、そういったデータのものが全然でてこないし。

事務局

カワウについてもバスについても調査は中途の段階であるので、もう少しすれば具体的な数字がでてくると思われる。

羽田委員

数字がでてこないし、議論が出来ない。逆に3湖とも免許を無くしたら死活問題である組合は成り立たない、山中湖にしても90%がバスの収入である。河口湖は100%近くがバスの収入、これをはずすと成り立たない

佐藤委員

バスの問題について、漁連の会長会議に出るたびにバス＝山梨という話で風当たりは強

い、国でこれ以上認めないといっているので、みんなでこれを管理していく方向でどうか、免許しない事になったら、バスを釣る人からお金が取れない。

水技所長

私が県庁にいた頃河口湖のバス免許を追加免許した。
漁業権は漁業協同組合だけに与えられる。漁業法とは別の水産業協同組合法で規定された組合に漁業権を付与している。漁業権を持つ者には増殖の義務が付けられる、管理することは出来るが金がなければ放流もできない、義務ばかり背負わされて年間10万20万しか遊漁料が入らなければどうすればいいという話になる、漁業権が管理できない状態になった場合に釣り団体や保護団体はどうするか、昔の日本の在来種ばかり守っていった、活動資金がない組合は大きにならない、そういった場合、行政を預かる者としては、組合に活動してもらいたいし、潰れるのは結構観できないし在来種を守りましょうといわれても困る、そういう経過もあり、公聴会をやったり、管理委員会に諮問して与えた免許である。当時こんな反響があるとは思わなかった。

名取委員

その時代から考えると認可したことが決して悪いこととは思わないし、その辺の県の姿勢をきちんとして欲しいし、認可した県が非常に悪いという人もいる。

事務局

いや、これは認可したのが良い悪いという事よりも、これからはどうするかを考えるべきで、大臣からの指示に従い事務を執行していくのが担当課として使命である。それにより密放流等の課題をクリアするにはどうしたらよいかということで今回、委員会に禁止内容の提案をさせて頂いた。今回の委員会で結論を出してくれとは申し上げない、これから4回5回と委員会を開催するので継続して検討していただきたい。

羽田委員

大臣指示の現在免許されているものについては継続しようというあとは免許与えませんというのはいいことだと思う。

事務局

大臣指示は継続しますとはいってないし、新たな免許は与えないといっている。

小林委員

大臣からの指示について、今までの3湖は止めなさいというスタンスから3湖はしょうがないから、他には免許させないということと受け止めたが。

事務局

私どもは大臣指示によりオオクチバスを漁業権魚種として認めることはしない、ただし、密放流等の問題について適切に対処し、管理運営するならばやむを得ず現状の3湖については免許を与えるという方針を定めた、仮に3湖で返上します免許はいりませんとなれば、バス免許は与えない。

小林委員

仮に3湖に対し免許が与えられない場合、経済面での低下等が危惧される、生態系を重視する団体もある、逆に今までの3湖を禁止するという事になれば逆の反論をする団体も出てくるだろう、政治的にも意見が出て来るであろう、意見が出てきた以上受け止めなければならぬ、山梨県がブラックバスを従来どおり免許すべきかどうか、免許すべきという意見が多数で出てくるかもしれない、そうなった場合腹を据えて対応してもらいたい。密放流の防止等に対処することは、恩恵を受ける地元としては当然のことだ。

笠原会長

禁止内容の委員会指示に結論はだし、極論を申し上げる、自然の生態系を守るといことは、それに徹するならば、人間が手をつけ

てはいけない、河川、湖沼は外来魚に在来魚限らず放流をすることにより生態系を変化させている。湖沼河川を管理する漁協がしっかりした計画を立てなければならぬ。聖域を設けるにしても陸上と違い水中はとても難しい。私は、オオクチバスは3湖以外では、持ち出しも、再放流も禁止した法がよいと思う。基本的には再放流については若干検討を要すると思うが、持ち出し禁止については指示として、禁止と考えるかいか。今後十年間のそれぞれに漁業、水域の利用を考えていけば答えははっきりしていると思う。生態系の問題に人間が責任を持って良いかわからない。

小林委員

許可したものをすぐ反論がでたから止めろというのは良くない、管理をしっかりし他の湖沼に広めないう努力をすべきだ。

笠原会長

人間は罫罫もやるが、保護もする、人間が手を加えるところがない自然のままでおけば一番良いが、今はそうい事が出来ない。河川湖沼でどのような魚を生産するかそれはしかも周りの地区の経済とどのように結びつくか、そういうことば知恵を絞って考えていく、そのために漁協がどのような魚を漁業権魚種にし管理していくか。

小林委員

私は河口湖畔で生まれ育った。バスの問題よりも、湖で泳げた昔のような漁業が一番自然ではないかと思うがバス免許を与え、県としても経済的にメリットが多いのだから継続して免許を与える方向でお願いしたい。

笠原会長

山中湖で例えばバスを止めて、ワカサギで行くという方針を立てれば良いし、精進湖はへらブナで、バスはいらぬというように、それぞれの漁協が特徴を持って経済効果があるような生産の仕方を考えれば良いと思う。

外来魚の委員会指示という事で今日指示を出すとするれば、持ち出し禁止のとは、指示を出して良いか。

事務局

3湖以外でキャッチアンドリリース禁止という指示については良いか。

名取委員

釣り人の立場としてはキャッチアンドリリースが良いでしょう。そこでバスを釣取ってくれる団体があれば良いが、それは不可能であろう。かといって、釣った魚がキャッチアンドリリースをするから全部生きるといえばそうではない、10%くらいは死ぬだろう水産大学の水口先生は15%といっている。例えばキャッチアンドリリースを禁止することになると、ヤマメでもイワナでも、今の若い人の釣りの傾向が変わっている、昔の人は食べるために釣りに行ったが、今の人は釣って楽しむために行く、次ぎに釣れなくなってしまうと困るからキャッチアンドリリースをする、持ち出しても食べない人の方が多い。魚を大事にしよう、次ぎも楽しめるようにという気持ちがある、年を取った人は持って帰る。時代の流れで今の若い人に釣ったものは全部持ち帰って食べなさいと行っても無理だ、持ち帰れというなら、その場で棄てるのではないか、それであればキャッチアンドリリースの方が魚にとって良いではないか、生き物を殺しなさいなんていうところは世界中探してもないだろう、生き物を大事にしていくという教育をしたらキャッチアンドリリースという事につながるのではないか。あと十年経ったら、バスの問題の論点は変わっているのではないか。内水面の全内漁連なんかは湖沼なんていくらもない、そこで湖沼の人たちが食って行くにはどうしたら良いか、先日西湖の人に聞いたら、バスで取った金が一番大きくなって、その金を元にヒメマスを放している、バスのお金がなくなればヒメマスも放せぬ、だからバランスをうまく利用することが一番だ、それ以上にその地域の人からバスが良い方がよいという人が100%なら良いけれど、いる方がよいという人が大勢いるのだから地域に合わせて、バス釣りをやっていっ

た方が良いと思う、生態系、生態系と唱える人たちが、実は生態系を崩している人達である土木関係、琵琶湖の問題が最たるもの、なにをするにも国の予算を使って、生態系を崩して今では亜種しかいない、諏訪湖でもそうだ、護岸工事を行って、生態系がおかしくなってまた土を入れるというではないか、何にもしないのが自然の生態系であって、非常に今それを守ることは難しい、生物多様性研究会にしても、生態系、生態系といているが根拠は何にもない。

事務局

再放流の禁止について、今日結論を出して欲しいとははいてはいない、いずれにしても、事務局の基本的な考え方は、免許されている3湖以外はブラックバスを駆除する観点から、キャッチアンドリリース禁止及び生体での持ち出し禁止という方向で提案をさせてもらう。本日欠席されている委員の先生方にも違った意見があると思うので、次回以降また検討をお願いしたい。

小林委員

キャッチアンドリリース禁止よりも持ち出し禁止の方が実効性が高いのでは

羽田委員

基本的にはキャッチアンドリリースをしないで捕獲したものは一定の場所に集めた方がよいと思う

平野委員

それは3湖での話ではないか。

名取委員

キャッチアンドリリースの禁止といているが、生体持ちだしの禁止と、再放流の禁止でしょう。漁業権があるところ漁業組合が管理して良いけれども、許可されていないところは、キャッチアンドリリースの禁止します。といて誰が管理するのか。

羽田委員

例えば、回収ボックスを設置して釣った魚を免許を持つ組合が回収するとか、買い取るというのどうか、滋賀県も漁協等が回収を行っている。

事務局

キャッチアンドリリースの禁止については、まだまだ議論尽きないが、現在他県から密放流の供給源が本県であるという厳しい指摘を受けているところである、生体での持ち出しの禁止についてご意見がまとまるのであれば結論を出していただき、次回以降、キャッチアンドリリースの禁止について議論していただきたいかがか。

委員一同了承

事務局

オオクチバス及びブルーギルの生体での持ち出しの禁止について指示を頂く
ブルーギル、コクチバスの状況について説明

笠原会長より委員に対し、オオクチバス及びブルーギルの生体での持ち出しの禁止について委員会指示を出すことに賛成の挙手を募ったところ出席委員全員挙手あり。

(2) その他

事務局より水族館の特別展等について説明

上記の記録の正確なことを認め、署名する。

平成 15年 月 日
会 長

署名委員

署名委員